

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～29年度)」(素案) 重点的な課題と取組みの概要等

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築

高齢化の進展により24時間のケアが必要な高齢者の増加が予測されます。制度改正により地域支援事業に位置付けられる「医療と介護の連携」体制構築が必要となります。また、専門職が協働するネットワークの構築を推進するため地域包括支援センターの運営の充実も重要となります。あわせて、地域が主体となる支援体制や見守り体制を構築するため、地域による見守り施策の推進に取り組みます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進 【主な取組み・方向性】

- ・在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域の医療・介護関係者が課題や情報を共有するなど、多職種が円滑に連携できる取組みを推進します。
- ・在宅医療と介護サービスが24時間365日適切に提供される医療提供体制の構築を目指します。
- ・在宅医療に取り組む人材の確保や育成のための研修を実施するとともに、在宅医療の機能や役割に関する普及啓発を行います。

(2) 地域包括支援センターの運営の充実 【主な取組み・方向性】

- ・新たに位置づけられる地域支援事業の円滑な推進のため、地域包括支援センターの運営の充実に向けた検討を行います。
- ・大阪市の実情を踏まえ、機能強化型の設置や、基幹的な役割の位置づけなど、センター間の役割分担・連携強化のあり方を検討します。
- ・地域ケア会議から見えてきた課題については、大阪市の政策形成につなげることをめざします。

(3) 地域による見守り施策の推進 【主な取組み・方向性】

- ・地域による見守り・支え合い等の取組みを一層推進するとともに、地域の福祉課題の解決に向けた活動の一層の活性化を図ります。
- ・孤立死防止のための取組みとして、ライフライン事業者等との連携協定を推進します。

2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進

今後、全国的に認知症高齢者の増加が予測されており、国が定めた「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」の取組みを着実に推進するとともに、今回の制度改正により地域支援事業に位置付けられる「認知症施策の推進」の取組みを進める必要があります。また、高齢者に対する重大な権利侵害である虐待の防止に努め、日常生活における権利擁護施策を推進する必要があります。

(1) 認知症の方への支援 【主な取組み・方向性】

- ・認知症初期集中支援チームの全市展開に向けた検討、認知症地域支援推進員の配置等、認知症施策の推進に取り組みます。
- ・認知症の方を支える専門職等に対する研修として、医療職向け、介護従事者向け、多職種が協働する研修の実施に取り組みます。
- ・認知症サポーターの養成目標を12万人とし、認知症にかかる知識等の市民啓発、家族支援等に取り組みます。
- ・弘済院における専門的医療・介護の提供に努めます。

(2) 権利擁護施策の推進 【主な取組み・方向性】

- ・虐待防止連絡会議において関係機関との情報共有に努め、身近な地域での虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進めます。
- ・介護サービス事業所の従事者に対する虐待防止の啓発、研修等に取り組みます。
- ・あんしんさばーと事業の円滑な事業運営に努めるとともに、市民後見人の養成など成年後見制度の普及の取組を進めます。

3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援

高齢期をすこやかに過ごすためには、生活習慣病対策と介護予防を総合的に推進していく取組みが重要です。また、生きがいをもって生き生きと暮らすことができるよう、高齢者の自主的活動の支援や、就労機会の提供が重要となります。さらに、高齢者がボランティア活動等への参画を通じ、自らの能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活の意欲を高めていけるような仕組みづくりが重要です。

介護予防事業については、今回の制度改正により事業の見直しが必要となるため、平成29年4月までの間に、「新しい介護予防事業」の構築に向けた検討を行います。

(1) 介護予防・健康づくり 【主な取組み・方向性】

- ・従来の一次予防、二次予防を区別せずに、住民による通いの場等を充実させ、すべての高齢者を対象とする事業の創出に努めます。
- ・社会参加、地域貢献活動を通じ、高齢者自身の介護予防を図ることを支援する仕組みの構築を目指します。
- ・健康寿命の延伸のため、健康教育の実施、生活習慣病予防のための健康診査の受診率の向上のための取組み等を進めます。

(2) 地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり 【主な取組み・方向性】

- ・高齢者が地域活動に参画するための地域デビューの支援、ボランティア・NPO活動等への参画促進に努めます。
- ・生きがいづくりのため、高齢者の生涯学習、生涯スポーツの振興を推進します。また、就労意欲のある高齢者の活動を支援します。
- ・地域における高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進のため、老人クラブや老人福祉センター等における自主的活動を推進します。

(3) ボランティア・NPO等の市民活動支援 【主な取組み・方向性】

- ・ボランティア・NPO等の市民活動に対する支援、ボランティア等の活動に関する情報発信や相談業務を実施します。
- ・ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動が一層幅広く展開できるよう、生涯学習における指導者層の充実に努めます。

4 地域包括ケアに向けたサービスの充実

要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、平成29年4月までの間に「介護予防・生活支援サービス」の構築を進めます。また、重度な要介護状態になっても在宅で生活できるよう、介護保険サービスの充実に努めるとともに、介護保険サービスが適切に提供されるよう、ケアマネジメント等の質の確保に努めます。

(1) 新しい総合事業によるサービスの充実 【主な取組み・方向性】

- ・要支援者に対する訪問・通所介護サービスについて、既存のサービスに加えて、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体の活用を進めます。
- ・「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を通じて、多様な主体によるサービスの創出に努めます(モデル事業)。

(2) 介護保険サービスの充実 【主な取組み・方向性】

- ・重度な要介護状態になっても在宅生活が可能となるよう、居宅サービスや地域密着型サービスなどの充実に努めます。

(3) 介護保険サービスの質の向上と確保 【主な取組み・方向性】

- ・高齢者が安心してサービスを選択できるよう事業者情報の公表、介護サービスの適正化、事業者への指導・助言に努めます。
- ・利用者に適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジメントの質の向上に努めます。
- ・認定の基礎となる認定調査が公平・公正に行われるようし、公平・公正な要介護認定に努めます。

(4) 在宅支援のための福祉サービスの充実 【主な取組み・方向性】

- ・ひとり暮らし高齢者等の生活支援、家族介護者への支援のため、ニーズに応じた在宅福祉のサービスの充実に努めます

5 高齢者の多様な住まい方の支援

住まいは地域包括ケアの基礎となるものであり、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。また、在宅での生活が困難になった場合の「施設」、将来介護が必要となった場合に必要なサービスが提供されることが約束された「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要となります。

(1) 多様な住まい方の支援 【主な取組み・方向性】

- ・民間住宅への入居の円滑化などの住宅施策の推進、施設等の整備推進や充実に努め、多様な居住形態・サービスの確保に努めます。
- ・多様な住まい方を選択できるよう関係団体と協力し、情報提供サービスを実施します。

(2) 高齢者の居住安定に向けた支援 【主な取組み・方向性】

- ・市営住宅の高齢化対応設計やバリアフリー化の推進を行うとともに、高齢化が進む市営住宅の活性化につながる事業を推進します。
- ・「大阪あんしん賃貸支援事業」を実施するなど、関係団体と連携し、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

(3) 施設・居住系サービスの推進 【主な取組み・方向性】

- ・個々の高齢者のニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスを必要とする人のために施設整備を進めます。
- ・高齢者用賃貸住宅等の住まいについて、居住者に対する適切な介護保険サービスの提供確保の観点から、訪問事業者等に対して、引き続き実地指導に努めます。

【介護保険給付に係る費用の見込み等】

高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

・住民基本台帳の人口データをベースとし、本市が策定した「大阪市の将来人口推計」の人口伸び率を参考に推計。

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢化率(%)	23.0%	23.7%	24.5%	25.4%	25.6%	25.8%
高齢者人口(千人)(第1号被保険者数)	614	634	655	676	679	683
前期高齢者(千人)	321	333	344	354	348	343
全体に占める割合(%)	52.3%	52.5%	52.5%	52.4%	51.3%	50.2%
後期高齢者(千人)	293	301	311	322	331	340
全体に占める割合(%)	47.7%	47.5%	47.5%	47.6%	48.7%	49.8%

平成24・25年度は9月末の第1号被保険者数実績。平成26年度は見込数値。

要介護(要支援)認定者数の推計

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数(人)	138,064	149,055	158,404	169,962	179,730	189,758
うち第1号被保険者(人)	134,781	145,695	155,028	166,567	176,318	186,326
第1号被保険者中の認定者割合	22.0%	23.0%	23.7%	24.6%	26.0%	27.3%

平成24・25年度は9月末の第1号被保険者数実績。平成26年度は見込数値。

介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み

- ・各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定。
- ・地域支援事業にかかる費用は、過去の実績等をもとに算定。

(単位:億円)

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険給付	1,915	2,032	2,129	2,279	2,369	2,407
地域支援事業	36	36	40	42	44	110